

## 燃油等の価格高騰対策、国の農業予算や制度運用変更に関する意見書

世界的に停滞していた経済活動の回復により原油需要が高まる一方、産油国の増産への慎重姿勢などから、原油価格は約7年ぶりの高値を付け、今後も高止まりが続くという見方が強い。

こうしたことなどから、農業生産に欠かすことのできない動力機械や施設ハウスの使用する燃料をはじめ、肥料や飼料などの各種生産資材、農業用施設などの価格上昇が続いている上、コロナ禍での需要減退などによる農産物価格の低迷もあり、生産者の経営を圧迫している。

また、新規就農を支援する事業においては、来年度予算の概算要求で新たに「新規就農者育成総合対策」が打ち出され、地方との協議もないまま、これまでの全額国費負担から、地方負担を伴う事業内容へ変更されようとしている。変更された場合、地方自治体の財政状況によっては十分な支援が受けられない就農者が発生する可能性があり、これまで通り国の全額負担が必要である。

以上のことから、食料の安定供給と農業の持続的発展を図るため、燃油等の価格高騰対策、新規就農者育成総合対策について、下記の内容を要望する。

### 記

#### 1 燃油や生産資材等の価格高騰対策について

農業用に使用する燃油については、昨年より価格上昇が続いているなど、生産者の負担となっていることから、価格上昇分を補填する対策を強化するなどの価格高騰対策を講ずること。

また、燃油価格高騰に連動して、石油製品をはじめ、肥料や飼料などの各種生産資材、農業用施設などの価格も高騰し、農業経営を圧迫していることから、農家負担の軽減を図る対策を講ずること。

#### 2 新規就農者育成総合対策の地方自治体負担の軽減について

新規就農者育成総合対策については、新規就農者や後継者などの円滑な就農が促進されるよう、十分な予算を確保すること。

また、地方負担が発生することとなった場合、地方自治体の財政状況によって支援に差が生じる可能性があることから、これまでの「農業次世代人材投資事業」と同様、全額を国費負担とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年12月16日

帯 広 市 議 会

内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣 あて